

西郷

広報

2月 1日

平成19年(2007)

No.434

—毎月1日・発行—

■平成19年西郷村成人式……2～3

■村の給与・定員管理について……4～5

Main Contents



ご成人おめでとう！

西郷村文化センターで行われた成人式(1月7日)



▲あてやかな振り袖や真新しいスーツに身を包んだ新成人のみなさん

二十歳を迎えた男性一〇四名、女性九十一名が参加して西郷村成人式が一月七日、文化センターで開催されました。

当日の午前中は、おだやかな天候に恵まれ、晴れ着の女性達も足下を気にすることなく歩いていました。

式は新成人の櫻井慎人さんと橋本裕子さんの司会により進行され、菊池助役の開会のあいさつに続き、佐藤繭子さんのピアノの伴奏で国歌斉唱が行われました。

その後、村長が、成人証書と記念品を代表の佐久間達也さんに手渡し、「ますます知性を磨くとともに心身を錬磨し、はつらつたる若人として村内外は勿論のこと、世界に向かって限りなく羽ばたいて行かれますよう心から願います。」と新成人に期待を込めた式辞を述べました。

これに対し、山本俊さんが代表して「強い信念を持ち、

立派な社会人になることを誓います。」と述べました。また中学時代の恩師からのビデオメッセージが上映されると会場のみならずこちらでも、歓声があがり懐かしさに感激していました。



▲成人証書をうけとる佐久間達也さん



▲ピアノ伴奏の佐藤繭子さん



▲恩師からのビデオレター



▲司会を担当した櫻井さんと橋本さん



▲成人の誓いを述べる山本俊さん



▲二十歳の門出を記念してはいチーズ！



その笑顔いつまでも

公表します！

給与・定員管理等について

村職員の給与・定員管理等については、村議会における給与条例、予算等の審議を通じて明らかにされているところですが、村民の皆さんにさらにご理解とご協力をいただければ、そのあらましをお知らせします。なお、詳細な内容につきましては、三月上旬以降の村のホームページをご覧ください。

◇人件費の状況

【表1】平成17年度人件費（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末18.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 16年度の人件費率
17年度	19,459人	64億4,803万円	1億5,382万円	14億6,664万円	22.75%	19.99%

(注) 人件費には特別職(村長、助役、教育長、議会議員、各種委員)に支給される給料・報酬等を含みます。

【表2】一般職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与			計(B)	1人あたり給与費 (B/A)
		給料	期末・勤勉手当	その他手当		
18年度	155人	6億3,673万円	2億6,441万円	7,267万円	9億7,381万円	628万円

(注) 1 給与費は平成18年度当初予算に計上された額です。
2 その他手当には退職手当は含みません。

◇職員の給与の状況

【表3】職員の平均給料月額と平均年齢の状況

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
355,600円	45.5歳

(注) 平成18年4月1日現在

【表4】職員の初任給・学歴別経験年数別平均給料月額の状況

区分	初任給	採用2年経過日 給料月額	経験年数			
			10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	170,200円	183,800円	297,900円	344,200円	365,200円
	高校卒	138,400円	148,000円	259,300円	292,700円	350,400円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

【表5】一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主事	係長 主任主査 主査	主幹 課長補佐 専門主査	課長 主幹	参事	
職員数	8人	10人	48人	32人	10人	5人	113人
構成比	7.08%	8.85%	42.48%	28.32%	8.85%	4.42%	100%

(注) 1 本村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

【表6】職員手当の状況

区分	本村		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
退職手当	国に同じ		6月期 12月期 計	1.40月分 1.55月分 2.95月分
	国に同じ		0.725月分 0.725月分 1.500月分	0.725月分 0.725月分 1.500月分
退職手当	国に同じ		自己都合	勤続・定年
	国に同じ		勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額	27.30月分 42.12月分 59.28月分 59.28月分
勤奨退職時特別昇給1号		その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置2～20%加算)		

(平成19年12月1日現在)

区分	支給要件	手当額(月額)
扶養手当	次に掲げる人で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている人	◆配偶者 13,000円 ◆扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,500円 ◆扶養親族である配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,000円 ◆配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ◆2人目の扶養親族 6,000円 ◆その他の1人 5,000円
	◆満22歳の年度末までの子、孫	
	◆満22歳の年度末までの弟、妹	
	◆60歳以上の父母、祖父母	
	◆重度心身障がい者	
住居手当	◆住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員(借家)	◆借家 100円～27,000円
	◆自宅を所有している職員(自宅)	◆自宅 2,500円 ただし、取得後5年に限り 3,500円
通勤手当	通勤距離が2km以上になる職員で交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用している職員	2,300円～55,000円 (55,000円を超える額については、その額と55,000円との差額の2分の1を加算した額)

【表7】特別職の報酬等の状況 (平成18年12月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当
村助	長給 788,000円	6月期 1.60月分 12月期 1.70月分
	役給 609,000円	
	収入料 571,000円	
教育長	長報 330,000円	計 3.30月分
	副報 264,000円	
議副議	長報 240,000円	
	副報 240,000円	

◇定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

■定員適正化目標(数・率)

平成17年度から21年度までの5年間で、これまでの定員管理の実績、将来の行政需要、従来事務の現状等を勘案して総員数において10名(5.5%)の減員を図る。

■定員適正化手法の概要

(1)組織・機構の簡素合理化

課等を統廃合し、担当制とするとともに係制を廃止し、グループ制を導入することにより、社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応できる柔軟な組織づくりを図る。

(2)職員採用の抑制

臨時職員等を活用し、退職者補充を7割程度に抑える。

(3)民間委託

施設管理業務に限らず、外部委託できるものについては積極的に委託する。

(4)OA化の推進

庁内のOA化をさらに推進し、事務の省力化、効率化を図る。

(5)サンセット方式

期限の定められた事業、一時的な事業については事業終了時の自動的なスクラップを原則とする。

(6)職員の能力開発

職員の資質向上のための研修を行い、公務能率の向上を図る。

【表8】定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要 (平成18年4月1日現在)

区分	平成16年 計画前年	平成17年 1年目	平成18年 2年目	平成19年 ～21年計	主な増減理由
一般行政	増員	9	2	11	新採用による2名増
	減員	9	7	12	退職による4名減、部門間異動による3名減
	差引	0	△5	△1	
	職員数	122	122	117	116
特別行政	増員	1	1	5	部門間異動による1名増
	減員	3	2	3	退職による1名減、部門間異動による1名減
	差引	△2	△1	2	
	職員数	37	35	34	36
公営企業等計	増員	0	1	4	部門間異動による1名増
	減員	1	1	6	退職による1名減
	差引	△1	0	△2	
	職員数	23	22	22	20
計	増員	10	4	20	
	減員	13	10	21	
	差引	△3	△6	△1	
	職員数	182	179	173	172

(注)「特別行政」には、教育委員会の職員が該当します。

(注)「公営企業会計」には、水道、下水道、農業集落排水、国民健康保険、介護保険、介護サービスの各事業の職員が該当します。



住民税・国民健康保険税 の申告はお早めに！

西郷村の申告相談期間は
2月13日(火)～3月15日(木)

申告の必要な方

- 平成十九年一月一日現在、村内に居住していて平成十八年中に所得があった方
- 農業、営業、不動産、その他事業所得のあった方

※申告は、収支計算による申告が原則です。収入金額、必要経費を各項目ごとに算出し、所得金額を自分で計算し申告してください。なお、農業所得の申告についても、収支計算による自書申告となり、すので「農業所得計算ノート」に記入の上、ご持参願います。

○給与収入だけの方で年の途中で退職したり、パート等で給与収入のあった方、または会社等から給与支払報告書を出していない方（会社等から村に給与支払報告書が提出されている方は申告の必要はありません）

○国民健康保険に加入している方、または、加入する予定のある方（収入がなくても申告が必要です。申告をしないと無収入であっても国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなります）

○介護保険料を納付している方（六十五歳以上）とその世帯主の方は収入がなくても申告が必要です。（保険料の段階確定のため）

申告相談の案内ハガキが送付されない方でも前述に該当する方は、申告が必要です。所得税の確定申告書を税務署に提出された方は、申告の必要はありません。なお、税務署から申告書が送付された場合は、税務署での申告になります。（税務署の申告書は、自分で

書いて、郵送でもできます。また、インターネットによる申告もできます。）

申告に持参する主なもの

- 案内ハガキ、印鑑、申告者の預金通帳及び通帳印、源泉徴収票、恩給や年金の源泉徴収票、営業所得等のある方は帳簿、収支計算書、収入・支出の証明できる書類
- 郵便局等から提出された生命保険の満期の支払い調書、生命保険料、損害保険料、個人年金保険料、医療費（医療費の助成や保険金の支給を受けた方は、その決定通知書等）、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などの支払証明書、または領収書
- 農業申告をされる方は、農産物の販売明細、その他農業に關係する収入明細及び経費明細を記入した収支内訳書
- ※収支内訳書を記入しないと申告の受付ができません。
- 身体に障がいのある方、または、扶養控除を受ける方は身体障害者手帳等、要介護等認定者は障害者控除対象者認定書

申告相談の日時と場所

○申告相談の日時と場所は個人宛に通知しますが、都合により指定された日時に来られない方や個人通知されない方で申告相談を受ける方は、下記日程表のうち、都合の良い日にお越しください。

月 日	申告相談業種	会場及び時間
2月13日～19日	年金受給者及び一般の雑所得のある方	第一会議室 (役場庁舎前プレハブ) 受付時間 午前9時～11時 午後1時～3時 (ただし、土日祝日を除く)
2月20日～3月6日	農業所得のある方	
3月7日～8日	給与所得のある方、平成18年中に転入した方、その他所得（譲渡、一時、配当等）のある方	
3月9日～12日	営業所得のある方	
3月13日～15日	不動産所得のある方、その他の事業所得のある方	



■問合せ 税務課 賦課係 ☎ 25-1113

平成19年度から 住民税が変わります

今までは、地方団体（市区町村、都道府県）が行うサービスは、国が集めた税金を補助金として受け取り、それが費用の大きなウエイトを占めていました。地方でできることは地方に」との方針のもと、地方団体が自ら税金を集め、速やかに行政サービスを行えるように、国（所得税）から地方税へ移譲（3兆円）を行い、地方団体の税収が増えるように税金の流れが変わります。

◆定率減税が廃止されます

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、平成18年度（住民税）より2分の1に縮小されていましたが、最近の経済状況をふまえて廃止されます。（所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から）

◆退職所得に対する税率が変更になります

退職所得に対する税率の算出方法が左表のとおり改正されました。

税の種類	現 行	改正後
村民税	200万円以下 3%	一律 6%
	700万円以下 8% 700万円超 10%	
県民税	700万円以下 2%	一律 4%
	700万円超 3%	

※この改正により「退職所得の税額表」は平成18年12月31日まで廃止されます。

平成19年1月1日以降に支払う退職手当に対する村民税・県民税の所得割は、「退職所得の税額表」を使用せずに、右表の

改正後の税率で算出した税額が特別徴収税額となります。なお、退職所得控除額控除後の金額を2分の1にした後に税率を掛け、算出した税額から10%に相当する金額を控除する計算方法は現行どおりです。

◆住宅ローン控除が創設されます（平成20年度から）

平成18年までの入居者について、今回の税源移譲によって平成19年以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合には、申請によりその分を翌年度の住民税で減額します。

◆地震保険料控除が創設されます（平成20年度から）

平成20年度から損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されます。支払った地震保険料の2分の1の額（上限2.5万円）が所得控除されます。

なお、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等

これら両方を適用する場合には、控除額は合わせ最高2.5万円となります。

◆個人住民税の所得割の税率が10%に統一されます

個人住民税の所得割の税率は、所得に応じた3段階の超過累進課税になっていました。所得の多い少ないに関わらず一律10%となります。

平成18年度分まで

課税所得	個人住民税 税率		
	村民税	県民税	計
200万円以下	3%	2%	5%
200万円超～700万円以下	8%		
700万円超～	10%	3%	13%

平成19年度分から

一律	個人住民税 税率		
	村民税	県民税	計
	6%	4%	10%

平成19年1月分の所得から

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円超	10%
330万円以下	
330万円超	20%
695万円以下	
695万円超	23%
900万円以下	
900万円超	33%
1,800万円以下	
1,800万円超	40%

平成18年12月分の所得から

課税所得金額	税率
330万円以下	10%
330万円超	20%
900万円以下	
900万円超	30%
1,800万円以下	
1,800万円超	37%

◆所得税は次のようになります

※ただし、景気回復による定率減税の廃止や、みなさんの収入の増減など、別の要因により、実際の負担額は変動しますので、ご注意ください。

村議会報告

平成十八年第四回定例会（十二月八日から十五日）が開かれました。定例会では、土地の取得や平成十八年度補正予算など村長提出の議案十議案と、議員提出の議案四議案が提出されました。提出された議案の主な内容と議決結果についてお知らせします。

第四回定例会

村長提出議案

務組規約の改正が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

▽森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について（可決）

▽中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情【継続審議】（採択）

▽療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実を求める意見書の提出を求める陳情（採択）

▽福島県後期高齢者医療広域連合の設置について（可決）
地方自治法の規定により、平成19年2月1日から県内の全ての市町村で後期高齢者医療の事務を処理するため、福島県後期高齢者医療広域連合を設置することについて議会の議決を求めるものです。

▽土地の取得について（可決）
財務省が所有する小田倉地内の土地を、公共用地として先行取得するため、議会の議決を得ようとするものです。

▽リハビリテーションの診療報酬制度に関して調査と改善を求める意見書の提出について（可決）

▽森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情（採択）

▽米児童クラブに関する陳情（採択）

補正予算

今回提出された補正予算は全て原案とおり可決され、別表1、2のとおりとなりました。

▽療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出について（可決）

※これらの可決された意見書は、関係省庁へ送付されます。

議員提出議案

▽道路財源の確保に関する意見書の提出について（可決）

請願・陳情

▽第四回定例会に提出された陳情は五件でした。各所管の

●（別表1）一般会計・特別会計

会計	補正額	総額
一般会計	174,169千円	6,793,033千円
老人保健特別会計	1,737千円	1,300,490千円
公共下水道事業特別会計	△116,735千円	1,136,350千円
農業集落排水事業特別会計	1,381千円	184,935千円
介護保険事業特別会計	△260千円	806,209千円

●（別表2）公営企業会計

区分	補正額	総額	
水道事業会計	収益的収入	15,083千円	345,587千円
	支出	15,083千円	345,587千円
工業用水道事業会計	収益的収入	4,599千円	121,020千円
	支出	41,748千円	301,685千円
工業用水道事業会計	収益的収入	15千円	307,222千円
	支出	15千円	307,222千円



伝統行事を子どもたちへ繋ぐ

子どもの心の豊かさは、保育園や学校生活だけで身に付くものではありません。家族や地域の人たちとのふれあいから得られるものです。地域、学校、家庭が連携して未来を担う子どもたちを育てるために私たちが出来ることを考えてみましょう。

子どもの教育に世代交流

地域で子どもを育てる。地域で助け合いながら生活する。子どもたちは、地域の中でたくさんの体験をしながら成長していく。昔は、当たり前のように考えていたことが、実はとても大切なことです。

村の統計データを見ても核家族化が進み、お年寄りや住まない家族が増え、お年寄りが増えてきているような社会になってきました。

村には、その歴史や風習、行事、伝統があり、先人達はまた、「おばあちゃんの知恵袋」などと言って、モノを大事に使い、ごみにしない知恵を持っています。

世代間の交流は、高齢者が持つ伝統や行事・知恵を伝承し、自らの介護予防に役立てるとともに、地域による子育て支援をする大切な場となり、ISO環境教育の一環として物を大事にする心の教育にも世代間交流が有効です。

伝統行事を通して交流



▲だんごを作るところから始めます

学校・家庭・地域社会の三者が連携を図り、地域ぐるみの教育により、心豊かで、生きる力を持った子ども達を育てましょう。

生地を一センチ位に伸ばし、園児たちの小さな手は一齐に生地を丸め、ボールには次々にお団子が出来ました。この後、ゆでて団子の完成です。だんごさしは、豊作と無病息災を願う行事です。園児達と老人クラブ連合会会員と一緒にミズ木の枝に赤や黄色のだんごやタイや小判などの縁起物を飾り付け世代を超えて楽しみました。

だんごさしは、小正月の行事です。私たちが子どもの時には、どこの家でも当たり前に行われていました。しかし今の子供たちは、行事自体を知りません。私達は、伝統行事を次世代の子どもに引き継ぐ役目があると思っています。また、竹とんぼなどで子どもたちと一緒に遊べるような世代間交流を考えています。



西郷村老人クラブ連合会 会長 小野崎敬一さん

常に村民の安全を見守り続けている消防団の出初式が、熊倉小学校体育館で行われました。285名の団員を前に統監である村長より「今年も安心な村づくりに努めてください」と訓示があり、徳田進団長からも「火災予防に努めてください」とあいさつがあった後、統監、来賓等の検閲を受けました。

消防団出初め式



1/7

“ご成人おめでとう” みんなから祝福を受けているのは、さざなみ学園に入所している池西美里さんです。施設でただ一人、成人を迎えた美里さんは、西郷村教育長より成人証書と記念品を授与され、また仲間から花束を受け嬉しそうでした。東京からお父さんもかけつけお祝いをしました。

みんなの祝福を受け



1/12



12/20

おやつのカロリーは？

子どもたちが大好きなスナック菓子やチョコレート、炭酸飲料水のカロリーがどのくらいなのか考えたことがありますか？

米小学校の4年生の授業で「よいおやつを食べよう」と題し永山イツ子栄養士から話を聞きました。子どもたちは普段食べているスナック菓子や炭酸飲料水にビックリするほどの砂糖や油が含まれていることを知りました。



1/9

交通死亡事故0を祈願

誰もが交通事故を起こさないように、また事故に遭わないようにと願っていますが、不幸なことに事故は、どこかで毎日のように起きています。

村交通対策協議会では、協議会長の村長や交通安全関係者が鹿嶋神社で交通安全祈願祭を行いました。お祓いを受けた後、玉串を捧げ今年1年の交通安全を祈願しました。

2007年は、干支の最後のイノシシ年です。イノシシは「猪突猛進」といわれ、猛烈な勢いで突進します。

皆様は今年の抱負・目標は決まりましたか？それぞれの目標に向かって、まっすぐに進みたいですね。



▲観世流桜謡会の皆さんによる祝謡「高砂」



▲会食・歓談で親睦を深める参加者の皆さん



▲村の益々の発展を願い参加者全員で万歳三唱

西郷村・村議会・村教育委員会・村商工会の共催による平成19年村民新年会が1月6日ホテルサンルート白河において開催されました。

242名の参加者を迎え、和やかなムードの中この一年が素晴らしい年でありますようお願いつつ閉会となりました。

村民新年会の収支決算を右記のとおり報告します。なお、残金の4,160円は西郷村社会福祉協議会へ村民新年会参加者一同として寄付しました。

収入の部

参加費(239名)	717,000円
来賓寸志(3名)	35,000円
合計(242名)	752,000円

支出の部

飲食代、飾り花一式、看板代	707,000円
祝謡謝礼	20,000円
通信費(切手代)	20,000円
名札用紙代	840円
合計	747,840円



▲年頭の挨拶をする村長

希望に満ちた年を願い
村民新年会を開催



▲息を合わせ‘せーの’で勢いよく鏡開き



▲「大正十年八月十五日」銘の山乃神々社碑（左）と「小柴石工一同」銘の山神碑（右）

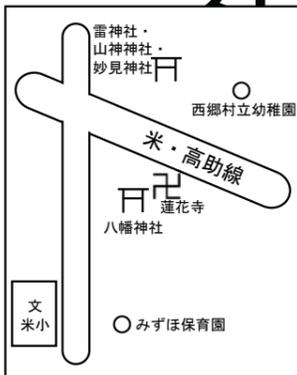
にしごうの神社

第28回 雷神社・山神社 ・妙見神社（後編）

先月ご紹介した雷神社の隣に、社が建っています。これが妙見神社です。大正時代に編纂された『西白河郡誌』や昭和八年頃につくられた『郷土誌』には記載がないため、昭和十年代に創建された可能性がありますが、妙見神は馬の神様として祀られた例が多く、西郷の産馬は江戸時代から続いていることから江戸時代には既に存在している、米村内で『白河風土記』に掲載されている雷神社に隠れて存在していたのかもしれない。

社の裏にある手水鉢には「大正十一年（一九二二）旧四月八日小柴」とあり、先月紹介した庚申塔の近くにある山神碑にも「大正十一年三月六日 小柴石工一同」とあります。雷神山周辺は石切場になっており、採石の際に山の神に祈願して、採石を行っていたものと思われまます。

雷神山一帯は中世の山城である入道山館跡となっており、『白河風土記』や『白河古事考』には飯岡（館岡）入道という人が住んでいたと書かれています。現在の村立幼稚園がある地名は館岡といい、この館主にちなんで地名がつけられたのかもしれない。



環境揭示季

「環境フォーラムの開催」

私達が住む環境は、「地球温暖化」、「酸性雨」など地球的規模の環境問題やダイオキシン類の新たな化学物質問題が発生し、世代を超えて悪影響を及ぼすおそれがあります。

こうした環境問題を解決していくために、環境問題に関心を持ち、環境に配慮した生活をしていくことが必要となります。

村では、子どものときから人と環境との関わりあいについて理解を深め、よりよい環境の創造活動や自然とのふれあいについて認識を深めるために環境フォーラムを開催いたします。小中学校の児童生徒による環境への取り組みの事例発表もありますのでぜひお気軽においでください。

■問合せ■

住民生活課生活安全係

☎ 25-2197 ✉ jumin@vill.nishigo.fukushima.jp

西郷村環境フォーラム

- 開催日時
平成 19 年 2 月 7 日(水)
午後 1 時 30 分～
- 場所
村文化センター大研修室
- 開催内容
(1)基調講演
長澤金一先生
演題「水の大切さと福島県の水環境について」
(2)環境保全活動取組発表
①米小学校
②川谷小学校
③西郷第二中学校



手続きはお済みですか？

◇廃車・移転（譲渡・盗難）などの手続きについて

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の所有者又は使用者（納税義務者）に対して 1 年間の税金が課税されます。4 月 2 日以後に廃車しても、税金の還付（月割）はありません。

軽自動車などを他人へ譲ったり、廃車したり、また住所変更があった場合には手続きが必要です。また盗難などによって実際に所有していても、手続きをしていないと軽自動車税がかかってしまいますので、廃車や名義変更などの手続きはすみやかに行ってください。



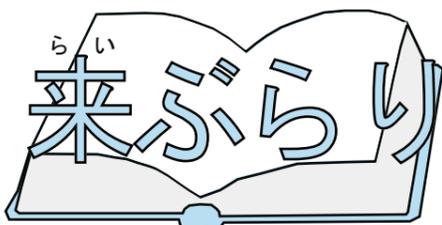
車種	申告書の取扱窓口	電話番号	備考
●原動機付自転車 (125cc 以下のバイク)	西郷村 税務課	0248-25-1113	(注) 手続きの方法は車種により異なりますので「申告書の取扱窓口」にあらかじめ電話等で確認のうえ、手続きを完了してください。
●小型特殊自動車 (農耕用トラクター等)	西郷村 税務課	0248-25-1113	
●軽自動車 (四輪乗用、四輪貨物)	軽自動車協会	024-546-2577	東北運輸局 福島運輸支局
●軽自動車（二輪） (125cc を超え 250cc 以下のもの)	又は 軽自動車検査協会	024-546-3222	
●二輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)	東北運輸局 福島運輸支局	050-5540-2015	

◇減免について

一定の範囲の心身障がい者、またはその方と生計を同じくし常時介護する方が、障がい者のために使用する軽自動車等を所有している場合、軽自動車税が免除になります。

減免を受ける方は、納期限の 7 日前までに税務課窓口で申請してください。

■お問い合わせ 税務課 ☎ 25-1113



西郷村中央公民館図書室だより

今月の新着図書

- ・ラプ・ユーフォーエバー
ロバート・マンチ 作
梅田 俊作 絵
- ・かいけつゾロリ
まもるぜーきょうりゅうのたまご
原 ゆたか 作
- ・ドラゴンライダー1・2・3
エラゴン―意志を継ぐ者
クリストファー・パオリーニ 作
大鷲 双恵 訳
- ・二十世紀に生きる君たちへ
司馬 遼太郎 作
- ・一応の推定
広川 純 作
- ・どれくらい愛
白石一文 作
- ・腐蝕生保（上・下）
高杉 良 作
- ・ブラバン
津原泰水 作
- ・さよなら、サイレント・ネイビー
―地下鉄に乗った同級生
伊東 乾 作
- ・7歳から「辞書」を引いて
頭をきたえる
深谷圭介 作
- ・この子はこの子でいいんだ。
私は私でいいんだ。
明橋大二 作
- ・これで、子どもの未来が輝く
―いま、私にできること
辻 信一 監修
- ・ハチドリの一ひとずく
―世界で一番ふしぎな地図帳
―世界で一番気になる地図帳
―世界で一番おもしろい地図帳
おもしろ地理学会編

お願い
未返却の図書がありましたら、中央公民館窓口まで返却してください。



「税」は、私たちの生活の中で、学校や道路等の公共施設の建設やゴミ処理など様々な所で使われている大切な財源です。身近な「税」について、仕組みや役割についてシリーズでお知らせします。

各課直通電話番号

課局室名	電話番号	課局室名	電話番号
総務課	25-1112	企画調整課	25-2943
税務課	25-1113	下水道課	25-2912
住民生活課(住生活安全)	25-1114 25-2197	会計室	25-2934
行政サービスセンター	31-2237	議会事務局	25-2980
健康推進課(保健・国保)	25-1115 25-3910	農業委員会事務局	25-2946
福祉支援センター・在宅介護支援センター	25-5121	西郷村土地改良区	25-1116
商工観光課	25-2910	学校教育課	25-2370
農政課	25-1116	学校給食センター	25-1256
建設課	25-1117 25-1118	生涯学習課	25-2371
		水道事業所	25-2962
		代 表	25-1111

●歯科医 休日当番日

2.4	本柳 歯科 医院	(泉崎村)	☎ 53-5030
2.11	山本 歯科 医院	(白河市)	☎ 24-2888
2.12	よしなり 歯科 医院	(白河市)	☎ 24-3020
2.18	白河 歯科 クリニック	(白河市)	☎ 22-7133
2.25	和田 歯科 医院	(矢吹町)	☎ 44-4180

●小児科医 休日当番日 (白河地区)

2.4	関根 医 院	(白河市)	☎ 27-3060
2.11	樋口小児クリニック	(矢吹町)	☎ 42-2040
2.12	みうら小児クリニック	(白河市)	☎ 28-1001
2.18	わたなべ子どもクリニック	(白河市)	☎ 21-2166
2.25	関 医 院	(白河市)	☎ 23-3003

●内科医 休日当番日 (白河地区)

2.4	関根 医 院	(白河市)	☎ 27-3060
2.11	野村貫成堂クリニック	(白河市)	☎ 23-3071
2.12	らくらく 医 院	(白河市)	☎ 54-5333
2.18	よこむら整形外科クリニック	(白河市)	☎ 21-1455
2.25	穂積 医 院	(白河市)	☎ 22-5101

※電話案内 しらかわ救急情報センター ☎ 23-9909
(看護師が電話にて当番医の紹介や当番医以外の専門医等の紹介や場所の案内をします。)

●今月の納税

固定資産税(4期)
国民健康保険税(8期)
介護保険料(8期)
2月28日(水)までにお納めください。

※納税は便利な口座振替で

お知らせ

西郷村議会議員一般選挙 立候補予定者事務説明会

任期満了に伴う平成19年4月22日執行西郷村議会議員一般選挙(定数18名)の立候補予定者事務説明会を左記により開催しますので、立候補を予定されている方は、お集まりください。

なお、会場等の都合により、各候補者(代理出席者又は同伴者)を含

め)2名までの出席をお願いいたします。

●日時 3月20日(火) 13時30分

●場所 西郷村役場 第一会議室
(庁舎前プレハブ)

●問合せ 西郷村選挙管理委員会
☎ 25-1112

郵便等投票証明書の交付申請について

選挙人名簿に登録されている方で、身体に重度の障がいがある方又は要介護者の方で、一定の要件を満た

たす方は、選挙期間中、在宅で郵送により不在者投票をすることができます。

郵送等による不在者投票をするには、郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

該当の要件及び郵便等投票証明書の申請方法など、詳細については左記まで問合せください。

●問合せ 西郷村選挙管理委員会
☎ 25-1112

県南都市計画用途地域の変更及び地区計画の変更について

西郷村では、現在、「西郷村大字小田倉字大平地区の一部の用途変更」及び「西郷村大字小田倉字大平、字大清水地区の各一部の地区計画の変更」について手続きを進めております。

●案の公告・縦覧
都市計画法第17条の規定により、案の公告・縦覧を役場建設課にて行っております。詳細につきましては問合せください。

●縦覧期間 1月25日(木)～2月8日(木)

※土日祝日を除く8時30分～17時

●問合せ 建設課

国民年金の口座振替について

国民年金保険料はその月の分を翌月の末日まで毎月納入しますが、1年分を前納すると保険料が割引されるおトクな制度があります。さらに口座振替で前納すると割引額が大きくなります。

平成19年4月に1年分を口座振替で前納する場合、3,550円もおトクです。

口座振替での平成19年度分1年前納の締切日は、金融機関では2月末日まで、社会保険事務所では3月上旬まで受付を行っています。

※社会保険事務所では3月中は受付を行います。3月中旬以降のお申込は登録が間に合わない場合がありますので、詳細については社会保険事務所へ問合せください。

●問合せ

福島社会保険事務局白河事務所
☎ 27-4164

申告書作成会場のお知らせ

税務署では、平成18年の申告書作

成会場を左記の場所で開催いたします。

●会場

白河地域職業訓練センター 2階
白河市字中田一四〇(税務署隣り)

●期間 2月16日～3月15日

9時～16時

※土・日・祝日を除く

※開設期間内は、税務署には相談会場を設置しておりません。

●問合せ 白河税務署
☎ 22-7111

インターネットで申告書等の作成ができます

パソコンをお持ちの方は国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成することができます。作成した申告書は郵送で提出が出来ます。

【国税庁ホームページ】
<http://www.nta.go.jp>

また、国税電子申告・納税システムからインターネットを利用して申告ができます。

ただし、事前手続きが必要です。詳しくはインターネットホームページをご覧ください。

【インターネットホームページ】

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

●問合せ 白河税務署
☎ 22-7111

自賠責制度

自賠責保険・共済は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられている保険・共済です。特に車検制度のない原動機付自転車・250cc以下の軽二輪自動車は、期限切れ、かけ忘れにご注意ください。詳しい内容は、ホームページをご覧ください。

☎ <http://www.jibai.jp>

●問合せ

国土交通省東北運輸局
福島運輸支局運送課
☎ 024-546-0343

知っていますか? 建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて

掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

●加入できる事業主
●建設業を営む方で働く人

●掛金Ⅱ日額310円

●問合せ 建退共福島支部
☎ 024-523-1618

男女雇用機会均等法が変わります

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するため、改正男女雇用機会均等法が4月1日よりスタートします。

改正のポイント

- 性別による差別禁止の範囲拡大
 - ① 男性に対する差別も禁止されます。
 - ② 降格、職種変更、パートへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても、性別を理由とした差別は禁止されます。
 - ③ 外見上は性中立的な要件でも、省令で定める一定の要件につい

ては、業務遂行上の必要などの合理性がない場合には間接差別として禁止されます。

●妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

①妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇に加え、省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いも禁止されます。

②妊娠中や産後1年以内に解雇された場合、事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得その他の省令で定める理由による解雇でないことを証明しない限り、解雇は無効となります。

●その他 セクシュアルハラスメント対策、母性健康管理措置及び女性の坑内労働の規制緩和についても改正がなされています。
※改正均等法に基づく省令や指針は今後定められます。

■問合せ

福島県労働局雇用均等室
024-536-4609

おもしろ落語 西郷寄席

- 日時 3月4日(日) 13時30分
- 場所 西郷村文化センター
- 出演者 三遊亭好楽「笑点でお

馴染み」・プリンセスRKAのマジックショー。

●入場料

- ・前売り 大人 1,000円
- 小・中学生 500円
- ・当日 大人 1,500円
- 小・中学生 700円

文化センター及び行政センター(ジャスコ内) 窓口で販売

※未就学児の入場はご遠慮ください。

●主催

西郷村教育委員会

西郷村青少年交流推進実行委員会

■問合せ 生涯学習課



▲三遊亭好楽

関根遺跡発掘調査成果展

平成17・18年度に行った関根遺跡の発掘調査で出土した土器や石器などを展示し、見つかった家の跡などの写真をパネル展示します。

●会期 2月10日(土)～2月25日(日)

9時～16時

●場所

西郷村文化センター 第3研修室

■問合せ 生涯学習課

講演・講習・講座

第21回観光接客サービス研修会

新白河広域観光連盟では、接遇講座インストラクター(元JAL国際線キャビンアテンダント)を招き、実技指導を含んだ第21回接客サービス研修会を左記により開催いたします。

●日時 2月20日(火) 14時～16時

●場所 西郷村文化センター 大研修室

●参加料 無料

■問合せ 新白河広域観光連盟

☎22-1145

総合型地域スポーツクラブ 啓発フォーラム開催

●内容

- ①講演「地域が舞台！スポーツクラブが社会を変える」(仮)
- ②育成推進事業内容説明

●講師

黒須 充 先生(福島大学教授)

●日時 2月28日(水)

18時30分～ 受付

19時～ 開会

- 場所 西郷村文化センター
- 参加料 無料
- 主催 財団法人日本体育協会 財団法人福島県体育協会 財団法人福島県体育協会

■問合せ 生涯学習課

ふるさと講座(第10回)

「関根遺跡発掘調査について」

●講師 塩谷慎介

●日時 2月17日(土) 10時～12時

●場所 西郷村文化センター 視聴覚室

●参加料 無料

●申込み締切 2月15日(木)

■問合せ・申込み先 生涯学習課

●善意

ありがとうございます。

◎西郷村に寄付された方をご紹介します。

▼寛製綿株式会社

専務 寛 堅三氏

(1月12日、故父寛 仁氏の遺志による西郷村福祉事業のために)

一〇〇,〇〇〇円

行事

2007年2月
February

カレンダー

●今月の顔

平成19年西郷村成人式 (1/7)

に参加されたみなさんです。

日	月	火	水	木	金	土
				1 国立西郷幼稚園一日入園 (10:00 国立西郷幼稚園)	2 節分豆まき会 (9:45 国立西郷幼稚園) 節分豆まき会 (9:45 まきば保育園) 節分誕生会 (10:00 みずほ保育園)	3 子育て講座 (14:00 高齢者生活支援センター)
4 	5 	6 まきば保育園新入園児説明会 (9:00 まきば保育園)	7 環境フォーラム (13:30 文化センター)	8 みずほ保育園入園説明会 (9:00 みずほ保育園) 6~7ヶ月児健康相談 (9:30 保健福祉センター) 赤ちゃんの子育て講座 (13:30 保健福祉センター)	9 心配ごと相談会 (13:00 高齢者生活支援センター) みなもん自然環境塾発表交流会 (13:00 鹿嶋ガーデンヴィラ)	10 関根遺跡発掘成果展 (~25日 文化センター)
11 建国記念の日	12 振替休日	13 ともだちひろば (10:40 小田倉児童館) 健康相談・母子手帳交付日 (13:00 保健福祉センター)	14 	15 3歳児健康診査 (13:00 保健福祉センター)	16 冬山遭難救助訓練 (8:30 那須甲子青少年自然の家)	17 ふるさと講座 (10:00 文化センター)
18 村民スキー・スノーボード大会 (9:00 グランディ羽鳥湖スキーリゾート)	19 	20 	21 歯科クリニック (幼児 13:00、6歳児 13:45 保健福祉センター) 民生児童委員協議会定例会 (13:30 高齢者生活支援センター)	22 西郷村体育協会表彰式 (18:30 文化センター)	23 1歳6ヶ月児健康診査 (13:00 保健福祉センター) 農業委員会第2回総会 (13:30 文化センター)	24 西郷村野球連盟50周年記念式典 (18:30 サンルート白河)
25 	26 健康相談・母子手帳交付日 (13:00 保健福祉センター) 心配ごと特別相談会 (13:10 高齢者生活支援センター) 行政相談所 (13:30 文化センター)	27 	28 			

★県南地域の主な行事です

- ・2/4 あそびの学校「伝承遊びのブンブンごま」 (ジャスコ白河西郷店 13:30)
- ・2/8 おひざにだっこのおはなし会 (西郷村文化センター 10:30)
- ・2/8 おはなしのくに (白河市立図書館 13:30)
- ・2/10 天栄村雪の祭典・羽鳥湖高原かまっこ祭り (羽鳥湖高原交流促進センター広場前 10:00)
- ・2/11 白河だるま市 (白河市駅前~天神町~中町~本町 9:00)
- ・2/24 獣脚ろうそくづくり (まほろん 10:00)

誌上天然色作品展

(村内の小・中学校の児童や生徒のみなさんの作品を紹介しています。)

美術

「地上のいす」



西郷第一中学校一年
吉田 育未



美術科の佐久間洋子先生から一言

校舎の片隅にある何気ないものに目を向け、よくみつめて描くことができました。古びたいすのさびしげな感じが表現されています。

詩

「テーブル」



西郷第一中学校三年
佐々木 竜太郎

テーブル
いつも何かに耐えている
重たい食器にとがったフォーク
僕は君ほど強くはないけど
夢のためなら耐えられる

テーブル
いつも何かを支えてる
きれいな花瓶に写真立て
僕は君ほど優しくはないけど
大事な人なら支えたい

テーブル
いつも何かと向き合っている
高い天井 家族の笑顔
僕は君ほど素直じゃないけど
自分自身と向き合える

テーブル
四本の脚でしっかり立っている
倒れもしないし 転びもしない
だけど僕は二本の脚で
失敗したって前進できる

国語科の小林慎司先生から一言

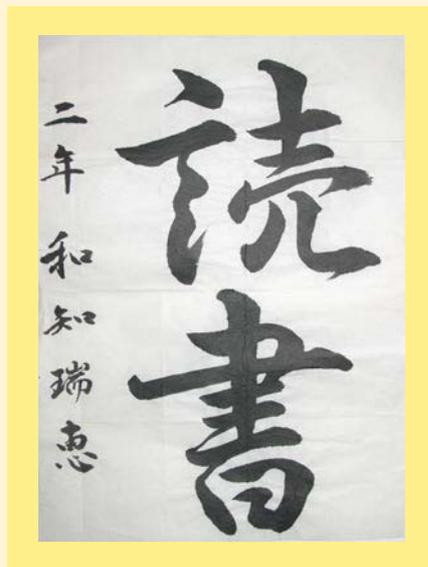
擬人的な表現の中に、はっきりとした佐々木くんの「自己」が表現されています。自分の夢に向き合い、前進していこうという強い意志が表れています。

書

「読書」



西郷第一中学校二年
和知 瑞恵



国語科の小野 聡先生から一言

行書の特徴である点画の省略、方向や形の変化、また筆順の変化等をしっかりと覚えて書かれた作品です。